

令和6年度福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務委託仕様書

1 件 名 令和6年度福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務委託

2 履行期間 契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

3 業務予定市町村

- (1) 南相馬市、浪江町、双葉町、富岡町、楡葉町等（浜通り市町村及び田村市、川俣町内）
- (2) 上記(1)内で設定されている帰還困難区域での作業を含む。

4 業務の体制

- (1) 令和6年度福島県埋蔵文化財試掘・確認調査掘削業務（以下、「掘削業務」という。）は、掘削業務箇所、現場責任者1名、作業員4名を配置する。
- (2) 掘削業務箇所の状況に応じて、1台又は2台の重機を使用する。
- (3) 掘削業務箇所に、移動式トイレを設置する。
- (4) 掘削業務において、状況に応じて刈払機・チェーンソー・重機アタッチメント草刈機・敷鉄板を使用する。
- (5) 掘削業務箇所に発電機及び水中ポンプを常備し、状況に応じて使用する。

5 業務の概要

- (1) 周知の埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財包蔵地の可能性がある土地を対象に、その範囲及び深さを明らかにするための調査において、重機及び人力によりトレンチ掘削作業を行う。また、掘削作業後に委託者が記録を作成したトレンチの埋め戻しも合わせて行う。
- (2) トレンチの大きさは、縦2m×横10m×深さ1mを基本とする。
- (3) トレンチの位置や深さは委託者の指示による。
- (4) 掘削業務は、月曜日から金曜日までの間に行う。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、雨天等により委託者が掘削業務をできないと判断した日、その他委託者が指定した日は掘削業務を行わない。

(5) 掘削業務時間

契約締結日～10月31日 原則9：00～17：00（1時間の休憩を含む）

11月1日～3月14日 原則9：00～16：00（1時間の休憩を含む）

雨天等により委託者が掘削業務を実施できないと判断した場合、委託者は、当日の7：00までに受託者へ電話又はファックスにて連絡する。掘削業務時間の中で掘削業務を中止する場合は、委託者は速やかに受託者に連絡する。

掘削業務時間を9：00～16：00としている期間であっても、委託者が必要と判断した場合は、委託者受託者協議の上、17：00まで掘削業務を実施することがある。

6 安全確保

- (1) 受託者は、掘削業務及び重機等の移動中における事故に関し、委託者に重大な瑕疵や

過失がない限り、安全管理上の責任を負い、事故が生じた場合の諸費用を負担する。

(2) 受託者は、作業開始前に整備点検を実施する。

7 現場責任者

(1) 現場責任者は、1級又は2級の土木施工管理技士の資格を有し、埋蔵文化財発掘調査現場において現場責任者又は同等の業務に通算1年以上携わった経験を有し、かつ受託者が継続して雇用する職員とする。受託者は、現場責任者を決定し、あらかじめ委託者に届け出る。

(2) 現場責任者は委託者の必要に応じて作業工程を立案し、委託者の了解を得た上で作業を実施する。

(3) 現場責任者は上記5の作業について、委託者、オペレーター及び作業員の安全を確保し、第三者への損害を予防するとともに、オペレーター及び作業員を指揮監督し、施工状況を確認した上で、委託者に報告する。

(4) 現場責任者は上記5の作業について、状況を示す写真等の資料を作成し、月毎に委託者に提出する。

(5) 現場責任者は上記5の作業に関わる準備作業、事後処理についても合わせて行い、その費用は諸経費に含む。本業務によって発生した残渣の処理(年間1 m³程度)についても事後処理として行うものとする。

8 作業員

(1) 作業員による掘削業務は、以下を基本とする。

ア 重機による作業が困難な試掘・確認調査現場におけるトレンチの掘削及び埋め戻し
(トレンチの大きさは上記5(2)の規定に関わらず、委託者の指示による)

イ 重機掘削後の土層断面及び遺跡を確認できる土層面等の精査

ウ 遺物包含層及び遺構等の掘り下げ

エ トレンチ埋め戻しに伴う補助的作業

オ 遺物(土器や石器など)発見時の委託者への報告及び処理

カ トレンチ内の湧水の汲み取り

(2) 受託者は作業に使用する道具(移植ゴテ、箕、スコップ、三角ホー、昇降用ステップ等)を準備するものとする。

9 重機

(1) バックホウを使用する。バックホウはオペレーター付きとし、バケットは0.1 m³又は0.25 m³(ツメ隠し付き)若しくは法面バケットとし、掘削業務箇所状況に応じて使い分ける。

(2) バックホウの単価は諸経費、オペレーターの人件費相当額及び燃料費一切の費用を含む。

(3) 現場責任者の指示により、埋蔵文化財が確認できる深度まで薄く平滑に繰り返し掘り下げ、壁を垂直に立てながら、トレンチを升状に仕上げる。発生土は、表土と表土より

下の土とを分けて置き、両者が混ざらないようにする。

- (4) 委託者が記録を作成したトレンチはバックホウにより埋め戻す。埋め戻しの際は、表土より下の土を先に埋め戻し、深さ 30cm 毎に転圧する。表土を埋め戻す際は、石が混ざらないようにする。
- (5) オペレーターは、作業開始前に保有する免許を委託者に提示する。委託者は、オペレーターが上記作業に堪えないと判断した場合は、受託者にオペレーターの交代を申し入れることができ、受託者は申し入れに応じ速やかにオペレーターを交代する。
- (6) 作業及び移動に際しては、必要に応じてカラーコーン・敷鉄板等を用い、委託者、オペレーター及び作業員の安全を確保し、第三者への損害を予防する。
- (7) バックホウの移動は、掘削業務箇所内での移動は自走とし、それ以外は搬送とする。

10 移動式トイレ

移動式トイレを掘削業務箇所等に設置する。移動式トイレは、軽トラック荷台に積載し、常時移動可能なものとする。搬送代、汲み取り代込みとする。

11 刈払機及びチェーンソー

委託者の必要に応じ、刈払機及びチェーンソーによる草刈り・支障木の除去を行う。人工代・燃料費込みとする。

12 重機アタッチメント草刈機

委託者の必要に応じ、バックホウ（0.25m³）の先端にアタッチメント式草刈り機を取り付けて草刈りを行う。バックホウ（オペレータ付き）に係る経費込み（搬送に関わる経費は除く）とする。

13 発電機及び水中ポンプ

- (1) 掘削業務箇所に発電機（100V/15A）及び水中ポンプ（2インチ・ホース含む）を常備する。
- (2) トレンチ内の湧水の汲み取りにおいて、委託者が必要と認めたときは、発電機及び水中ポンプを使用する。発電機は燃料費込みとする。

14 敷鉄板

- (1) 安全確保、第三者への損害防止のために必要な場合は、敷鉄板（1.5×3m）を使用する。
- (2) 敷鉄板は、2枚を一組として使用する。

15 帰還困難区域内における業務

- (1) 帰還困難区域内における業務については、別紙の「避難指示区域内における工事（業務委託）に従事する労働者の放射線障害防止措置にかかる特記仕様書」に基づき実施する。

(2) 本業務は、「避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準（平成 29 年 4 月 1 日以降に起工するものから適用）」（以下、「避難指示区域内積算基準」という。）により、労務単価（直接人件費、賃金）の補正を行う。労務単価（直接人件費、賃金）については、本業務の契約期間中に避難指示区域の再編、又は「福島県職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成 13 年 12 月 15 日人事委員会規則第 18 号）」の改正が行われた場合は、その内容により変更とする。

なお、現場での実作業時間については下記のとおりとするが、変更が生じた場合及び積算計上と現場作業に乖離のある場合は双方の協議により決定するものとする。

本工事（業務）での実作業時間：7 時間（契約締結日～10 月 31 日）
6 時間（11 月 1 日～ 3 月 14 日）

(3) 帰還困難区域内への立ち入り許可に関する手続きは委託者が行い、許可証等を受託者に貸与する。

16 予定数量及び調査計画及び配置計画

(1) 別表のとおり。

(2) 別表で示した予定数量・実施市町村・調査計画及び配置計画は、事業進捗に応じて増減、変更があるものとする。

(別表)

① 予定数量

【通常単価：帰還困難区域外】

市町村	所要 日数 (日)	現場責 任者 (人日)	作業員 (人日) 7時間/日	作業員 (人日) 6時間/日	重機0.25 (台日)	搬送0.25 (回)	重機 0.1 (台日)	搬送 0.1 (回)	刈払機・ チェーン ソー (台日)	重機ア タッチメ ント草刈 機(台日)	トイレ (台月)	発電機 (台月)	ポンプ (台月)	敷鉄板 (枚日)	敷鉄板 回送 (回)	
南相馬市	11	11	32	12	11	7	0	0	0	0	契約期間:11ヶ月	11	11	11	10	10
浪江町	113	113	336	116	113	25	0	0	0	2						
富岡町	12	12	42	0	5	6	7	4	8	1						
楢葉町	18	18	0	72	18	2	0	0	2	0						
	154	154	410	200	147	40	7	4	10	3						

【帰還困難区域内】

市町村	所要 日数 (日)	現場責 任者 (人日)	作業員 (人日) 7時間/日	作業員 (人日) 6時間/日	重機0.25 (台日)	搬送0.25 (回)	重機 0.1 (台日)	搬送 0.1 (回)	刈払機・ チェーン ソー (台日)	重機ア タッチメ ント草刈 機(台日)	トイレ (台月)	発電機 (台月)	ポンプ (台月)	敷鉄板 (枚日)	敷鉄板 回送 (回)
双葉町	3	3	4	8	1	4	2	2	4	2	/	/	/	/	/
	3	3	4	8	1	4	2	2	4	2	0	0	0	0	0

※ 予定数量・実施市町村は、事業進捗に応じて増減、変更があるものとする。

②調査計画（※トイレ以降の数量は省略）

【通常単価：帰還困難区域外】

No	市町村	遺跡等の数	実施時期 (予定)	対象面積(m ²) カッコ内の数値 は未確定値	調査 日数	現場 責任者 (人)	作業員 (人) 7時間/ 日	作業員 (人) 6時間/ 日	重機 0.25m ³ (台)	重機 (0.25) 搬送(回)	重機0.1 m ³ (台)	重機 (0.1) 搬送(回)	刈払機・ チェーン ソー(台 日)	重機ア タッチメ ント草刈 機(台日)
1	富岡町	4	4月～5月	9,060	12	12	42	0	5	6	7	4	8	1
2	浪江町	1	5月	26,035	10	10	40	0	10	2	0	0	0	0
3	南相馬市	1	6月～7月	19,007	8	8	32	0	8	3	0	0	0	0
4	浪江町	2	6月～8月	129,730	49	49	196	0	49	4	0	0	0	2
5	浪江町	7	9月	42,090	17	17	68	0	17	9	0	0	0	0
6	浪江町	2	9月～10月	16,030	7	7	28	0	7	2	0	0	0	0
7	浪江町	2	10月	1,580	1	1	4	0	1	2	0	0	0	0
8	浪江町	3	10月～11月	70,380	27	27	0	108	27	4	0	0	0	0
9	浪江町	2	11月	4,270	2	2	0	8	2	2	0	0	0	0
10	檜葉町	2	12月	47,500	18	18	0	72	18	2	0	0	2	0
11	南相馬市	2	11月以降	6,950	3	3	0	12	3	4	0	0	0	0
合計		28	—	372,632	154	154	410	200	147	40	7	4	10	3

【帰還困難区域内】

No	市町村	遺跡等の数	実施時期 (予定)	対象面積(m ²) カッコ内の数値 は未確定値	調査 日数	現場 責任者 (人)	作業員 (人) 7時間/ 日	作業員 (人) 6時間/ 日	重機 0.25m ³ (台)	重機 (0.25) 搬送(回)	重機0.1 m ³ (台)	重機 (0.1) 搬送(回)	刈払機・ チェーン ソー(台 日)	重機ア タッチメ ント草刈 機(台日)
1	双葉町	2	10月～11月	3100	3	3	4	8	1	4	2	2	4	2
合計		2	—	3,100	3	3	4	8	1	4	2	2	4	2

※調査計画は、事業進捗に応じて増減、変更があるものとする。